

博物館の登録に関する規則

平成27年3月17日

浜松市教育委員会規則第13号

改正 令和3年3月23日浜松市教委規則第5号

改正 令和5年3月17日浜松市教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定める。

(登録の申請)

第2条 法第12条第1項の登録申請書には、申請者の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

(登録の審査)

第3条 浜松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、法第13条の規定による審査に当たり、必要があると認めるときは、申請者に資料の提出を求め、実地に調査することができる。

(登録をしない旨の通知)

第4条 教育委員会は、法第13条の規定による審査の結果、登録をしない場合には、申請者に対し、その旨を理由を付して書面により通知しなければならない。

(変更の届出)

第5条 法第15条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が署名し、又は記名押印した届出書により行わなければならない。

- (1) 設置者の名称及び所在地
- (2) 変更しようとする事項及びその内容
- (3) 変更の年月日及びその理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める事項

2 第3条の規定は、法第15条第1項の規定による届出があった場合について準用する。

(教育委員会への定期報告)

第6条 法第16条の規定による定期報告は、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者の代表者が署名し、又は記名押印した報告書により行わなければならない。

- (1) 設置者の名称及び所在地
- (2) 博物館の名称及び所在地
- (3) 運営状況の報告

(報告又は資料の提出)

第7条 教育委員会は、法第17条の規定によりされた報告又は提出された資料について、必要があると認めるときは、学識経験者の意見を徴することができる。

(登録の取消し)

第8条 第3条の規定は、法第19条第1項の規定により登録を取り消そうとする場合について準用する。

(廃止の届出)

第9条 法第20条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が署名し、又は記名押印した届出書により行わなければならない。

- (1) 設置者の名称及び所在地
- (2) 博物館の名称及び所在地
- (3) 博物館を廃止した年月日及びその理由
- (4) 博物館の廃止後の措置

(公表)

第10条 法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 浜松市公告式条例（昭和25年浜松市条例第23号）に定める掲示場に掲示する方法
- (2) 浜松市ホームページに掲載する方法

(証明書の交付)

第11条 教育委員会は、法第11条の規定による登録を受けた者から当該登録を受けたことを証する書面の請求があったときは、証明書を交付するものとする。

2 前項の規定による請求は、次に掲げる事項を記載し、かつ、請求者の代表者が署名し、又は記名押印した請求書を教育委員会に提出して行わなければならない。

- (1) 設置者の名称及び所在地
- (2) 博物館の名称及び所在地

(様式)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、博物館の登録に関する規則（昭和27年静岡県教育委員会規則第1号）の規定によりされた手続その他の行為で、施行日以後において教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（令和3年3月23日浜松市教委規則第5号抄）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日浜松市教委規則第7号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第8条第2項の規定により提出されている請求書は、改正後の第11条第2項の規定により提出された請求書とみなす。